

# ハンセン病元患者の御家族へのお知らせ

～ 対象となる方々に「補償金」を支給します。まずは、お電話を～

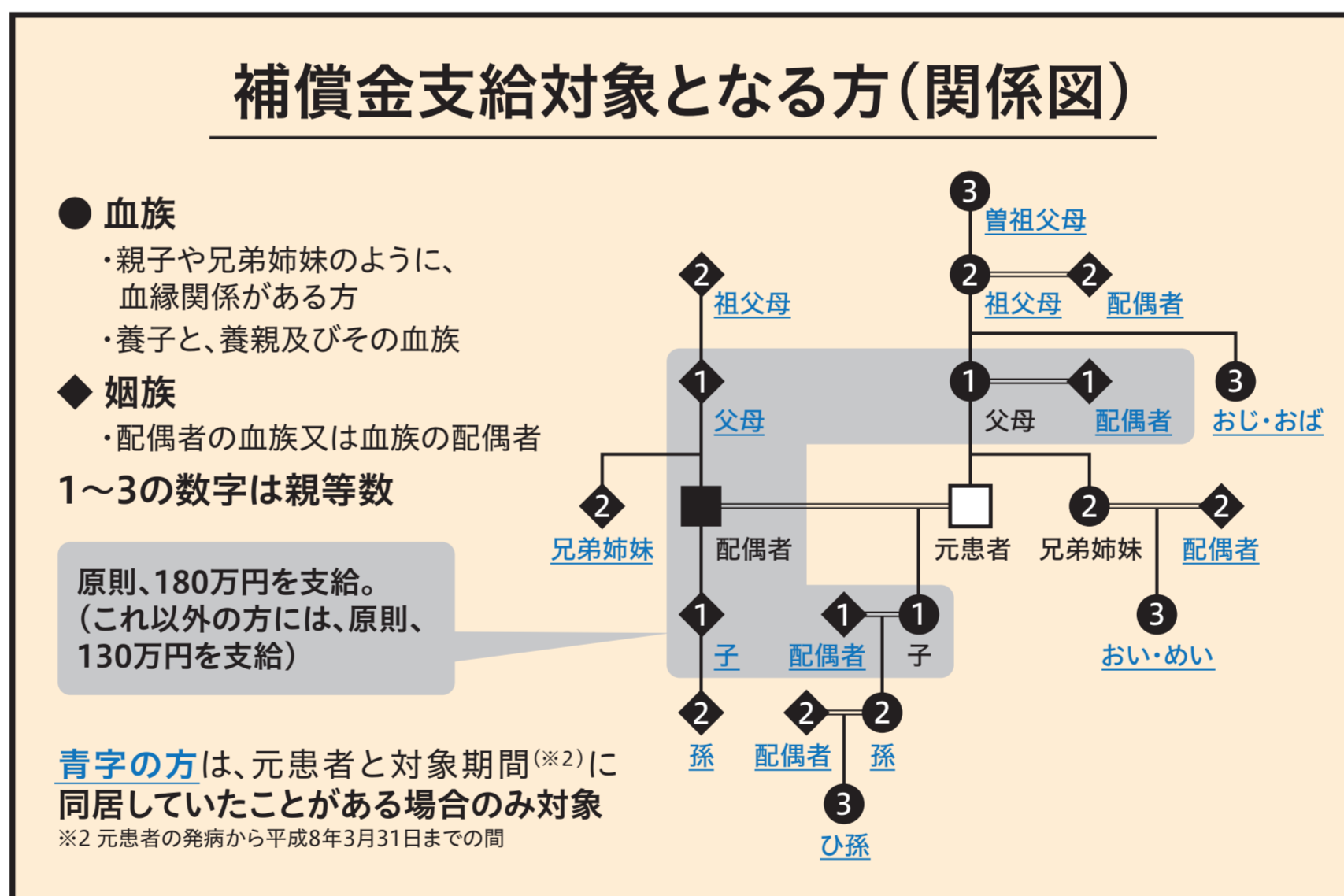
## ●支給対象となる方

平成8年(1996年)3月31日までの間に、「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方」と夫婦、親子、兄弟等の関係にあったことがあり<sup>(※1)</sup>、現在、生存されている方。

※1 同居など一定の要件が必要な場合があります。

## ●補償金の額 (130万円又は180万円)

上記「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方」との関係に応じて、130万円又は180万円を支給。



詳しくは、以下の窓口までお問合せください。

補償金担当窓口  
(厚生労働省)

電話番号: 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



ハンセン病 厚労省 検索



請求期限は、  
令和6年(2024年)  
11月21日まで

ハンセン病問題を正しく理解し、差別や偏見をなくしましょう